

埋蔵文化財発掘調査に伴う

工事積算基準

令和4年10月

大阪府教育庁文化財保護課

第1節 工事費の積算

1. 適用範囲

この積算基準は、大阪府教育庁文化財保護課において埋蔵文化財発掘調査に伴う工事を請負施工に付する場合における、文化財独自の工事費積算に適用する。

本基準にない一般土木建設に類する工事は、大阪府都市整備部が定める建設工事積算基準を適用する。

また、工事費の積算の内、代価表の算定は施工パッケージ型積算に様式を統一する。

都市整備部の工事積算基準を使用する一般土木建設工種は国土交通省の施工パッケージ型積算方式標準単価表より算出する。

文化財独自の工種については、別途に公表する埋蔵文化財発掘調査 標準単価表（施工パッケージ型表現）により算出する。

2. 工事費の積算

2-1 請負工事の基本構成は、『建設工事積算基準』による。

2-2 直接工事費は、工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとする。

2-3 間接工事費

(1) 現場管理費率

① 現場管理費率の算定は、原則として以下のとおりとする。

対象額	700万円以下のもの	700万円を超え、10億円以下のもの		10億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	②の算定式より算出された率とする。 ただし、変数は下記による。		下記の率とする。
		A	B	
	33.69	87.0	-0.0602	24.99

②算定式

$$Jo = A \times Np^b$$

Jo : 現場管理費率 (%)

Np : 純工事費 (円)

A, b : 変数値

(注) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

施工地域・工事場所区分の補正について

一般建設工事とは施工内容が異なるため、一律に「施工場所が一般交通等の影響を受け

ない場合」の補正值0.0%を採用する。

(2) 共通仮設費

① 共通仮設費は『建設工事積算基準』によるもののほか、共通仮設費率の算定は、原則として以下のとおりとする。

対象額	600万円以下のもの	600万円を超え、10億円以下のもの		10億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	②の算定式より算出された率とする。 ただし、変数は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
	12.78	57.0	-0.0958	7.83

② 算定式

$$Kr = A \times P^b$$

Kr : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A, b : 変数値

(注) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(3) 共通仮設費積上げ分

① 営繕費

監督員詰所の計上に当たっては下記の計算式を標準とする。

なお、ここで言う監督員詰所は文化財保護課の監督職員並びに調査員が埋蔵文化財発掘調査の記録作業を行う施設を指す。

$$Ek = A * (500 * M + 14,150) + t * M$$

Ek : 監督員詰所に係る営繕費

A : 建物面積 (㎡) (調査区面積や想定出土遺物量により案件ごとに変化。)

M : 月数 (必要月数を整数で計上する。)

t : 備品 (事務机、会議机、いす、電話設備、保管庫、水道設備、プロパンガス給湯器、ガスコンロ、コピー機、冷蔵庫、エアコン、トイレ、更衣ロッカー、消火器) 備品損料 13,800 円/月

② 安全費

1) バリケード

基本的なバリケードは共通仮設費の率分に含まれるが、現場条件により別途に積み上げるバリケードは下に記載する仕様を標準とする。

仮設バリケード設置および撤去

埋蔵文化財発掘調査の中で、調査区外周を遺跡および場内保護の目的で囲うバリケードの設置および撤去を言う。

施工歩掛

仮設ガードフェンス設置工

(100m 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世話役		人	0.3	

普通作業員		人	5.1	
ガードフェンス 損料	1.8m×1.8m	台	56	1台当り損料は別表による
諸雑費		式	1	

別表

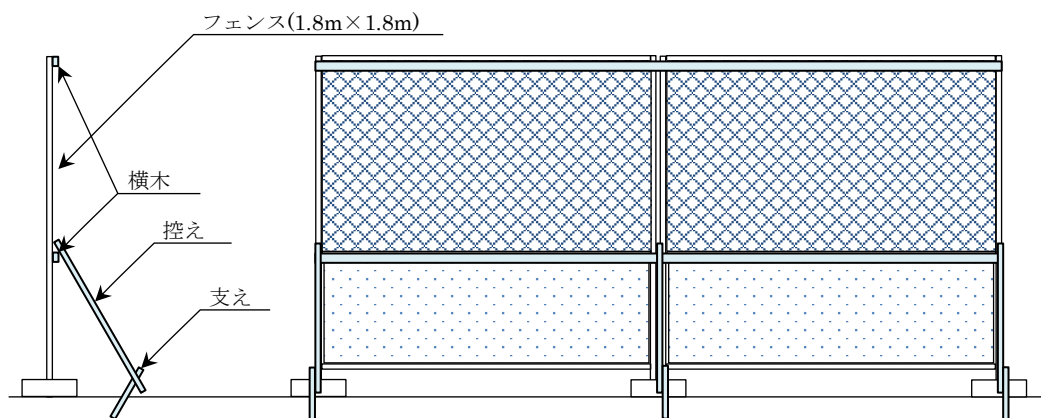
期 間	損料率(%)
3ヶ月未満	10
6ヶ月未満	20
1年未満	30
2年未満	50
3年未満	70

仮設ガードフェンス撤去工

(100m 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世話役		人	0.15	
普通作業員		人	2.55	
諸雑費		式	1	

【仮設用バリケードの設置例】



(4) 一般管理費等率

①一般管理費率の算定は、原則として以下のとおりとする。

前払金支出割合が35%を超え、40%以下の場合

工事原価	500万円以下のもの	500万円を超え、30億円以下のもの	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

③ 算定式[一般管理費等率算定式]

$$Gp = -4.97802 \times \text{LOG}(Cp) + 56.92101 (\%)$$

Gp : 一般管理費等率 (%)

Cp : 工事原価 (円)

(注) Gp の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

③補正を行う場合は以下のとおりとする。

契約保証金に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正值 (%)
発注者が金銭的補償を必要とする場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)	0.04

第2節 土工

1. 適用範囲

この積算基準は、大阪府教育庁文化財保護課の実施する埋蔵文化財発掘調査に伴う機械及び人カ土工に適用する。

2. 適用作業

本資料を適用する作業は次のとおりとする。

2-1 遺物包含層人カ掘削

人カにより遺物を含んだ地層を、層ごとに掘削し、小運搬、仮置きまたはベルトコンベヤに積込むなどの一連の作業をいう。

2-2 遺構検出

(1) 遺構精査とは、鍬、スコップ、鋤簾などを用いて人カにより、遺構を検出する作業をいう。

(2) 遺構掘削とは、人カにより遺構を掘削する作業をいう。

(3) 遺構清掃とは、掘削した遺構を整える作業をいう。

2-3 埋戻工

本資料は、発掘調査の埋戻しにおいて標準外の機械を選定する場合に適用する。

埋戻し機械の選定は、搬入経路および調査区域の実状を検討の上決定する。

本資料の埋戻しは、調査区を速やかに埋め戻すことを主眼にしており、構造物際の埋戻しや、埋戻し直後に大型車両が通行する等の場合は転圧作業を追加する。

2-4 遺構面シート張り

遺構面保護にシートを設置し、作業の開始時にシートを撤去し作業の終了時に再設置する作業をいう。

遺構面を対象とし、壁面に設置するシートは現場管理費として率計上の範疇とする。

2-5 締固め工

小規模の遺構面や溝状のトレンチ等の埋戻しの際に、小型のハンドガイド式振動ローを使用する場合に適用する。

3. 施工歩掛

3-1 土量の表示

歩掛の対象土量は、地山土量で表示する。

3-2 人カ土工

埋蔵文化財発掘調査 人力土工（調査掘削）

(10 m³当り)

区分		職種	世話役（人）	普通作業員（人）	摘要
遺物包含層人力掘削			0.40	4.70	
遺構検出	遺構面精査		0.10	1.00	
	遺構掘削		0.05	1.00	
	遺構清掃		0.05	1.00	
合計			0.60	7.70	

(注)上記の歩掛は、平地における通常の調査条件の場合であり、山地や低地の条件の場合は以下の補正を行う場合がある。

・補正率 山地 1.25

低地 0.90(1,000 m³以上で、かつ掘削深度が 2.0mを超える場合)

埋蔵文化財確認調査 人力土工（調査掘削）

(10 m³当り)

区分		職種	世話役（人）	普通作業員（人）	摘要
遺物包含層人力掘削			0.40	4.70	
遺構検出	遺構面精査		0.10	1.00	
	遺構掘削		—	—	
	遺構清掃		—	—	
合計			0.50	5.70	

(注)上記の歩掛は、平地における通常の調査条件の場合であり、山地の場合は以下の補正を行う場合がある。補正率 山地 1.25

また、試掘調査については『建設工事積算基準』の人力掘削(床掘り)によるものとする。

3-3 埋戻工

発掘調査簡易埋戻し

(100 m³当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
バックホウ運転	山積 0.45 m ³ 級 排対 1次基準	6.0	時間	
振動ローラ運転	ハンドガイド式 0.8~1.1t	0.92	日	

発掘調査小規模埋戻し（山積 0.28 m³級） (10 m³当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
バックホウ運転	山積 0.28 m ³ 級 排対 1 次基準	0.24	日	
普通作業員		0.7	人	補助労力

発掘調査小規模埋戻し（山積 0.13 m³級） (10 m³当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
バックホウ運転	山積 0.13 m ³ 級 排対 1 次基準	0.47	日	
普通作業員		0.7	人	補助労力

発掘調査小規模埋戻し（山積 0.13 m³級、タンパ併用） (10 m³当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
バックホウ運転	山積 0.13 m ³ 級 排対 1 次基準	0.47	日	
タンパ運転	60~80kg	0.53	日	
普通作業員		0.7	人	補助労力

3-4 遺構面シート張り

遺構面シート張り (100 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土木一般世話役		0.08	日	
普通作業員		0.42	日	
ブルーシート	3.6m×5.4m #3000	6	枚	
土のう袋	ポリエチレン	9	枚	

歩掛は、遺構面の面積を対象とし、発掘調査一度に一回分計上する。

3-5 締固め

締固め工 (10 m³当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
振動ローラ賃料	ハンドガイド式 0.5~0.6 t 級	0.35	台	
特殊作業員		0.24	人	

軽油	パトロール給油	0.62	ℓ	
----	---------	------	---	--

4. ベルトコンベヤ併用の調査掘削（人力床掘）

4-1 ベルトコンベヤは人力土工（調査掘削）によって生じた残土を、調査区外に搬出するために使用する。

4-2 ベルトコンベヤの仕様

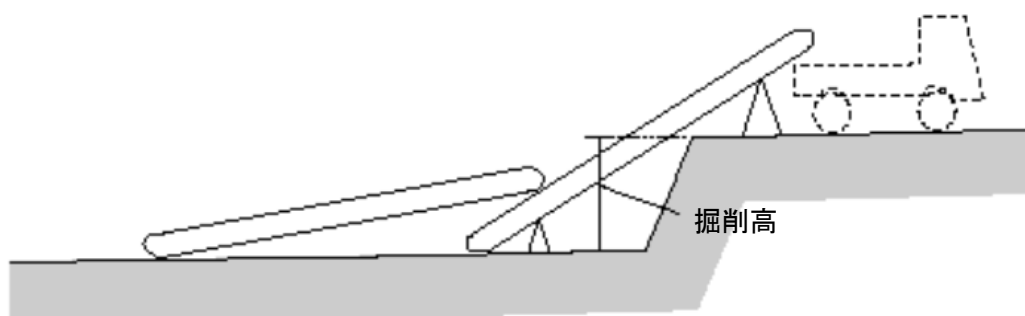
(1) ベルトコンベヤは、L=7m、ベルト巾=350mmを基本とする。

(2) ベルトコンベヤは、モーター駆動とする。

(3) ベルトコンベヤの据付けは、2台一組を基本とする。

ただし、掘削高が概ね2mを超えた場合は、4台一組とする。

【 調査掘削時のベルトコンベヤ設置例 】



ベルトコンベヤ運転歩掛

(10 m³)

作業	土質区分	名称	単位	ベルトコンベヤ据付状態
				2台1組(傾斜据付)
ベルトコンベヤ併用 調査掘削(人力)	粘質土・砂・砂質土・レキ質土	ベルトコンベヤ運転	日	1.3

(注)ベルトコンベヤ付労務

ベルトコンベヤの据付けは、運転、移動に要する労務として特殊作業員を運転日当り1人計上する。

ベルトコンベヤの運転日当り運転時間は、6h/日とする。

第3節 排水工

1. 適用範囲

この積算基準は、大阪府教育庁文化財保護課の実施する埋蔵文化財発掘調査に伴う遺構面排水に適用する。

2. 適用作業

本資料を適用する作業は次のとおりとする。

2-1 遺構面人力排水

遺構面にたまった水を、柄杓、スポンジ等により人力で排水する作業をいう。

2-2 水中ポンプ設置・撤去

調査区にポンプの設置場所を構築し、ポンプの設置・撤去を行う作業をいう。

歩掛は1調査区あたり1～5台のポンプを見込み、排水管、ホースの設置撤去を含む。

2-3 水中ポンプ運転

遺構面を電動ポンプで作業時または、常時排水を行う作業をいう。

3. 施工歩掛

3-1 面積の表示

歩掛の対象面積は遺構面の面積で表示し、原則として最終遺構面の面積を一回分計上する。

3-2 遺構面人力排水

遺構面人力排水の歩掛は次表のとおりとする。

遺構面人力排水

(1,000 m²当り)

名称	単位	歩掛
世話役	人	0.1
普通作業員	人	1.8

(注)水中ポンプ等による水替えが必要な場合は、別途計上する。

3-3 水中ポンプ設置・撤去

水中ポンプの設置・撤去は次表のとおりとする。

水中ポンプ設置・撤去

(1箇所当り)

名称	規格	単位	数量
土木一般世話役		人	0.5
特殊作業員		人	0.1
普通作業員		人	2.0
バックホウ(クローラ型)賃料	標準型・クレーン機能付き	日	0.5

	排出ガス対策 2次基準 山積 0.28m ³ ・吊能力 1.7t		
--	--	--	--

3-4 水中ポンプ運転

水中ポンプ運転(揚程5m)

(1日当り)

名称	規格	単位	ポンプ口径50mm			
			作業時排水		常時排水	
			商用電力	発電発電機	商用電力	発電発電機
特殊作業員		人	0.14	0.14	0.17	0.17
電力料金	臨時電力	kWh	1.84	-	5.52	-
発電発電機運転	3KVA 1ヶ月未満	日	-	1.0	-	1.0
水中ポンプ賃料	径 50 mm 1ヶ月未満	日	1.2	1.2	1.1	1.1
諸雑費		%	3.0	3.0	1.0	1.0

水中ポンプ運転(揚程10m)

(1日当り)

名称	規格	単位	ポンプ口径100mm			
			作業時排水		常時排水	
			商用電力	発電発電機	商用電力	発電発電機
特殊作業員		人	0.14	0.14	0.17	0.17
電力料金	臨時電力	kWh	17.6	-	52.8	-
発電発電機運転	10.5/13KVA 1ヶ月以上	日	-	1.0	-	1.0
水中ポンプ賃料	径 100 mm 1ヶ月以上	日	1.2	1.2	1.1	1.1
諸雑費		%	3.0	3.0	1.0	1.0

第4節 準備工

1. 適用範囲

この積算基準は、大阪府教育庁文化財保護課の実施する埋蔵文化財発掘調査に伴う準備工に適用する。

2. 適用作業

2-1 写真撮影用足場設置および撤去

埋蔵文化財発掘調査の中で、調査区域を高所から写真撮影する足場の設置および撤去を言い、「手摺先行型枠組足場」を標準とする。

枠組足場は高さ1.7m、幅1.2m、長さ1.8mを標準寸法とし、長さ方向に2連、高さを3段又は5段又は8段に組上げて使用する。

1段当りは6.12掛 m^2 となり必要とする段数を乗じて算出する。

2-2 高所作業車運転

埋蔵文化財発掘調査の中で、調査区域を高所から写真撮影する用途での高所作業車運用を言う。

3. 施工歩掛

3-1 写真撮影用足場設置撤去工

(100掛 m^2 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世話役		人	1.4	
とび工		人	7.7	安全ネット有
普通作業員		人	1.2	
ラフテレーン クレーン運転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 25t吊	日	1.4	
諸雑費率		%	31	安全ネット有

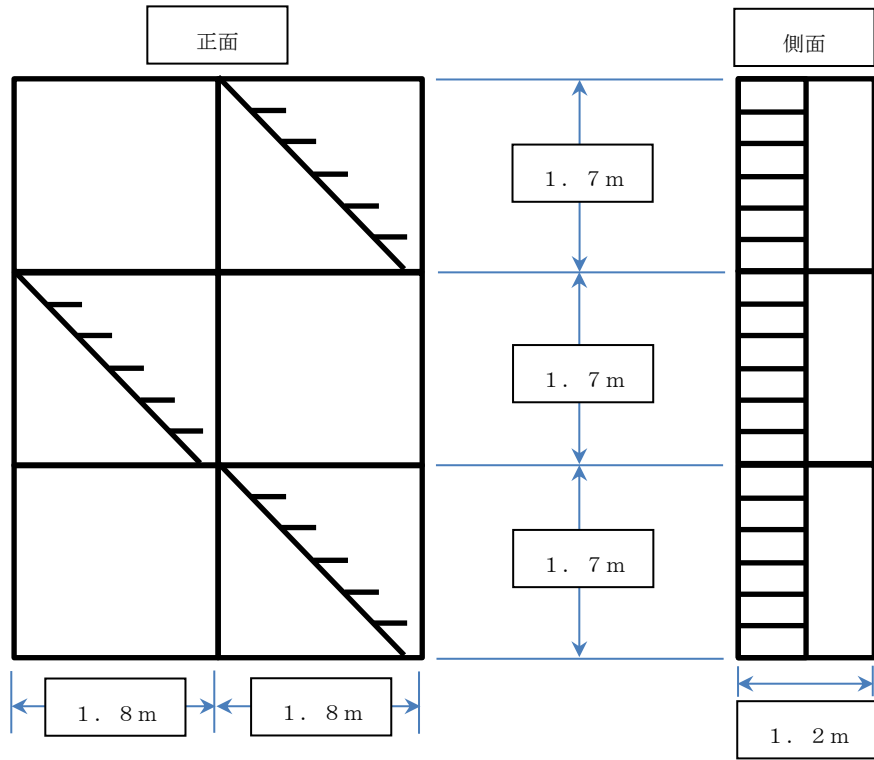
(注) ラフテレーンクレーンは賃料とする。

3-2 高所作業車運転

(1日当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
高所作業車	作業床高8m、バケット型	供用 日	1.0	賃料
軽油	パトロール給油	ℓ	19	
一般運転手		人	1.0	

【写真撮影用枠組足場の設置例】



第5節 仮設工

1. 適用範囲

この積算基準は、大阪府教育庁文化財保護課の実施する埋蔵文化財発掘調査に伴う仮設工に適用する。

2. 適用作業

2-1 仮囲い撤去および設置

事業区域に設置された仮囲いを発掘調査に当たって一時的に撤去し、調査後に再度設置する作業を言い、仮囲い材料の損料や買い取り費用は含まない。

2-2 敷鉄板設置・撤去工

発掘調査において、軟弱地盤等により工事用車両の通行及び活動に支障がある場合の敷鉄板設置・撤去作業に適用する。

2-3 立入防止柵工

発掘調査において、事業区域に設置されている立入防止柵（金網フェンス）の撤去と再設置に適用する。

2-4 土のう工

発掘調査において、仮設工に使用する土のうの仕拵と積立および撤去に適用する。

2-5 覆工板・覆工板受桁

発掘調査において、仮設工に使用する 700 m²以下の覆工板及び覆工板受桁の設置と撤去に適用する。

3. 施工歩掛

3-1 仮囲い撤去および設置

(10m当り)

名 称	規 格	単 位	撤 去	設 置
世話役		人	0.20	0.29
普通作業員		人	1.02	1.43
諸雑費		%	10.0	10.0

3-2 敷鉄板設置撤去工

(100 m²当り)

名 称	規 格	単 位	設 置	撤 去
とび工		人	0.1	0.1
普通作業員		人	0.3	0.2
ラフテレーン クレーン賃料	油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 25t 吊	日	0.1	0.1

敷鉄板賃料1枚当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
敷鉄板賃料		枚・日		必要日数を計上
整 備 費		枚	1	必要な場合計上
不足弁償金		t		必要量を計上
諸 雑 費		式	1	

3-3 立入防止柵工

基礎ブロック撤去

(100個当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	
世話役		人	0.55	
普通作業員		人	5.9	

支柱撤去

(100本当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	
世話役		人	0.40	
普通作業員		人	2.3	

金網撤去

(100m当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	
世話役		人	0.30	
普通作業員		人	5.05	

基礎ブロック再設置

(100個当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	
世話役		人	1.0	
普通作業員		人	11.8	

支柱再設置

(100本当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	
世話役		人	0.8	
普通作業員		人	4.6	
		%	6.0	

金網再設置

(100m当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	
世話役		人	0.6	
普通作業員		人	10.1	

3-4 土のう工

仕拵・積立（小口積）

(10 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘要
土 砂	流用土又は購入土	m ³	3.4	
土のう	62×48 cm	袋	170	
普通作業員		人	5.1	
諸雑費		式	1	

撤去（小口積）

(10 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘要
普通作業員		人	2.04	
諸雑費		式	1	

仕拵・積立（側面積）

(10 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘要
土 砂	流用土又は購入土	m ³	2.8	
土のう	62×48 cm	袋	140	
普通作業員		人	4.2	
諸雑費		式	1	

撤去（側面積）

(10 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘要
普通作業員		人	1.68	
諸雑費		式	1	

3-5 覆工板・覆工板受桁

(100 m²当り)

名 称	規 格	単 位	設 置	撤 去
土木一般世話役		人	2.9	1.8
とび工		人	4.6	2.7
溶接工		人	2.1	1.3
普通作業員		人	5.1	3.2
ラフテレーン クレーン賃料	油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型 25t 吊	日	2.9	1.8
諸雑費		%	3.0	4.0

第6節 舗装工

1. 適用範囲

この積算基準は、大阪府教育庁文化財保護課の実施する埋蔵文化財発掘調査に伴い簡易舗装や応急補修に適用する。

2. 適用作業

2-1 人力常温合材舗装工

常温アスファルト合材を使用し、人力および小型転圧機械により5 cm程度の簡易舗装ないし応急補修を行う作業に適用する。

加熱合材が使用できない場合や大型車両の進入が不可能な状況での施工を想定するが、施工規模が大きくなる場合は前提条件の再検討を考慮されたし。

2-2 コンクリート塊積込

小型バックホウにより取り壊し後のコンクリート塊を運搬車両等に積込のに適用する。

2-3 舗装版破碎積込

小型バックホウによりアスファルト舗装版を破碎し運搬車両等に積込のに適用する。

3. 施工歩掛

3-1 人力常温合材舗装工

(100 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世話役		人	0.40	
特殊作業員		人	0.80	
普通作業員		人	1.60	
常温合材	30 kg袋物	t	12.1	
瀝青材料	プライムコート	ℓ	126	
振動ローラ運転	ハンドガイド式	日	0.4	
振動コンパクタ運転	40~60 kg	日	0.4	
諸雑費		%	19	

(注)合材及び瀝青材料は諸雑費率に含まない。

3-2 コンクリート塊積込

(10 m³当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
バックホウ運転	山積 0.13 m ³ 級 排対1次基準	日	0.56	
諸雑費		式	1	

3-3 舗装版破碎積込

(10 m³当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
バックホウ運転	山積 0.28 m ³ 級 排対 1 次基準	日	0.32	
諸雑費		式	1	